

那覇市議会会議規則の一部を改正する規則

那覇市議会会議規則(昭和47年那覇市議会規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(<u>起立</u>による表決) 第70条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。 2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき<u>又は</u>議長の宣告に対して出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。	(<u>起立等</u>による表決) 第70条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立<u>又は</u>挙手させ、起立者<u>又は</u>挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。 2 議長が起立者<u>又は</u>挙手者の多少を認定しがたいとき、<u>又は</u>議長の宣告に対して出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。 3 <u>第1項及び第76条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、電子表決システムにより表決をとることができる。</u> 4 <u>電子表決システムにより表決をとるときは、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すものとする。</u>
(簡易表決) 第76条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。	(簡易表決) 第76条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、起立<u>又は</u>挙手の方法で表決をとらなければならない。
(<u>起立</u>による表決) 第131条 委員長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。 2 委員長が起立者の多少を認定しがたいとき<u>又は</u>委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名	(<u>起立等</u>による表決) 第131条 委員長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立<u>又は</u>挙手させ、起立者<u>又は</u>挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。 2 委員長が起立者<u>又は</u>挙手者の多少を認定しがたいとき、<u>又は</u>委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委

又は無記名の投票で表決をとらなければならない。 (簡易表決) 第137条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決をとらなければならない。	員長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。 <u>3 第1項及び第137条ただし書の規定にかかわらず、委員長が必要があると認めるときは、電子表決システムにより表決をとることができる。</u> <u>4 電子表決システムにより表決をとるときは、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すものとする。</u> (簡易表決) 第137条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、<u>起立又は挙手</u>の方法で表決をとらなければならない。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。